

令和5年門審第37号

裁 決
貨物船A標識灯衝突事件

受 審 人 a 1
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 a 2
職 名 A甲板員
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 a 1 を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月27日03時30分

山口県越ヶ浜半島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 1 3 トン

登 録 長 1 5 . 9 2 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 5 8 5 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央左舷寄りに舵輪、その右舷側に機関操縦レバー及びレーダーをそれぞれ備えたF R P製貨物船で、a 1 及び a 2 両受審人が乗り組み、漁獲物1 2 0 キログラムを積載し、船首1 . 0 メートル船尾2 . 5 メートルの喫水をもって、令和4 年1 0 月2 7 日0 3 時1 0 分山口県大島漁港を発し、越ヶ浜半島とその西方に位置する同県九島との間の水路（以下「九島水路」という。）を航行する予定で、山口県萩港の漁港区域中小畑地区に向かった。

ところで、九島水路は、簡易灯標4 基によって囲まれる幅約7 0 メートル長さ約8 0 メートルの狭い水路で、九島側にはいずれも灯高2 . 9 メートル光達距離3 海里で、灯質が毎4 秒に1 閃光の単閃赤光を発する同灯標2 基（以下、北側のものを「北側赤標識灯」という。）が、越ヶ浜半島側にはいずれも灯高2 . 9 メートル光達距離3 海里で、灯質が毎4 秒に1 閃光の単閃緑光を発する簡易灯標2 基（以下、北側のものを「北側緑標識灯」という。）がそれぞれ設置されていた。

また、中小畑地区は、九島水路の南東方に位置し、同地区北西部には防波堤と陸岸とによって港口が形成され、同堤北東端には灯高8 メートル光達距離3 海里で、灯質が毎6 秒に2 閃光の群閃赤光を発する萩港中小畑浦沖防波堤東灯台（以下「沖防波堤東灯台」という。）が設置されていた。

a 1 受審人は、出港から a 2 受審人に操縦を任せ、舵輪の左舷後方

に立って見張りに就いた。

a 2 受審人は、レーダーを 0.5 海里レンジのヘッドアップとして作動させ、舵輪の右舷後方に立って操縦に当たり、越ヶ浜半島西方沖合を南下し、03 時 27 分半僅か過ぎ虎ヶ埼灯台から 227 度（真方位、以下同じ。）1,240 メートルの地点で、針路を九島水路に向く 128 度に定め、機関を回転数毎分 1,500 にかけ、12.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

03 時 29 分少し過ぎ a 2 受審人は、虎ヶ埼灯台から 200 度 1,290 メートルの地点に達したとき、北側赤標識灯が右舷船首 3 度 280 メートルのところとなり、北側赤標識灯近くに向首して接近する状況であったが、北側緑標識灯の灯光を目視することに気をとられ、北側赤標識灯への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかった。

一方、a 1 受審人は、船首両舷に北側赤標識灯と北側緑標識灯の各灯光が見えていたことから、このまま a 2 受審人に操縦を任せたままでも無難に両灯間を航行するものと考えて見張りを続けた。

こうして、a 2 受審人は、北側緑標識灯の灯光を注視していたことから、北側赤標識灯と次の船首目標となる沖防波堤東灯台の各灯光を見失い、北側赤標識灯を通過したものと考え、03 時 30 分僅か前右舷前方に認めた北側赤標識灯の灯光を沖防波堤東灯台のものと誤認し、沖防波堤東灯台の灯光に向けるつもりで右舵をとり、北側赤標識灯に向かって続航し、03 時 30 分虎ヶ埼灯台から 189 度 1,420 メートルの地点において、A は、船首が 148 度に向いたとき、原速力のまま、北側赤標識灯に衝突した。

当時、天候は曇りで風力 3 の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗場の結果、船首部外板に破口等を生じ、北側赤標識灯が倒壊したが、のちいずれも修理され、a 1 受審人が全治約 3 か月の左尺骨骨幹部骨折等を、a 2 受審人が全治 2 週間ないし 4 週間の前頭部打撲傷等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件標識灯衝突は、夜間、越ヶ浜半島西方沖合において、九島水路に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、北側赤標識灯に向かって進行したことによって発生したものである。

a 2 受審人は、夜間、越ヶ浜半島西方沖合において、九島水路に向けて航行する場合、北側赤標識灯に衝突することのないよう、北側赤標識灯への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、北側緑標識灯の灯光を目視することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、北側赤標識灯に向かって進行して衝突を招き、船体及び北側赤標識灯にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、a 1 受審人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

a 1 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 21 日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二